

神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例の概要

(平成24年3月30日公布)

1 目的

東日本大震災後のエネルギー需給対策の情勢等を踏まえ、太陽光発電など新エネルギーの導入をより一層促進するため、建築物温暖化対策計画書の提出対象となる建築物の規模を引き下げるなどの計画書制度の見直しに伴い、計画書制度の運用に関し、所要の改正を行う。

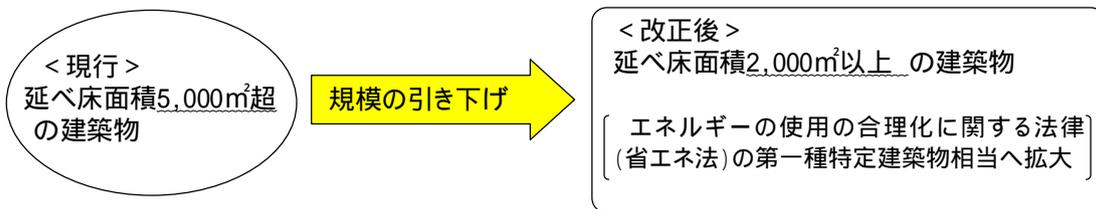
2 内容

(1) 特定建築物の規模に係る規定の改正

建築物温暖化対策計画書制度の対象となる特定建築物について、規模の引き下げを前提として、「規則で定める規模を超える建築物」とあるのを「規則で定める規模以上の建築物」の文言に改正する。

【参考】規則で定める規模について

建築物温暖化対策計画制度では、新エネルギー等を活用した設備機器の導入検討を義務付けていますが、建築物への新エネルギー等の導入を促進するため、対象となる建築物の範囲（延べ床面積）を拡大します。（別途、規則改正で対応）



(2) その他計画書制度の運用に係る改正

代表者の氏名の変更など軽微な変更について、変更の届出を省略する規定を追加する。

3 施行期日

平成24年6月1日

ただし、特定建築物の規模については、同年10月1日から施行する。

4 経過措置

(1) 特定建築物の規模に係る規定の改正については、平成24年10月1日以後に建築基準法の確認申請又は計画通知をする建築物について適用する。

(2) その他この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。